

運営費激減の危機

通所基準の算出法に原因

障害者働く事業所

熊本地震で大きな被害を受けた熊本市や熊本県益城町などにある少なくとも20の福祉サービス事業者に対し、国から支払われる運営費が大幅に削減される恐れがあることが12日までにわかりました。制度上、運営費は利用者が「通所」した日数を基準に算出しますが、4月14日の地震発生以降は利用者が事業所に通えない状態が続いたためです。経営の厳しい中小規模の事業者が多く、関係者は「職員給与の遅配も出かねない」と危機感を強め、国などに柔軟な対応を求めています。(安川崇)

熊本地震



熊本市内の福祉サービス事業所、豆腐工房ゴー・スローで働く利用者=12日

対象となるのは身体・知的・精神障害のある利用者が通って働く事業所。国が支払う「訓練等給付費」は、各利用者が事業所に1日通うごとに約6000円を、事業所側が月単位で計算し請求します。事業所にとって「唯一の財源」です。利用者が通所できなかった4月後半は日割り給付の実績がないため、事業所は同月前半しか請求できないといえます。

熊本市内の豆腐工房ゴー・スロー(利用者全26人)の場合、通常の給付は月額計250万3000円。しかし4月計算分は120万程度減額の見込みで、そうなれば職員7人の人件費が支払えない可能性が高いといえます。

「この間、職員は働いてきた」と篠原憲一施設長(44)は訴えます。地震直後から、利用者の安否確認や避難所での生活支援、障害が原因で避難所を移る利用者の付き添いなどに追われてきました。

「まず命あっての就労。そのための手伝いを続けている」。通常の操業が再開できたのは大型連休後でした。

熊本市内の事業所の窓口となる市は本紙の問い合わせに、「制度上、通所がない日の給付費は出せない。災害時の対応の可否については国の通知がないので不明」と答えました。益城町などの事業所の窓口となる県は「利用者欠席時の加算制度なら利用できる」としていますが、1人月3760円が上限で、事業者側は「実質

的な助けにならない」といいます。

篠原施設長は「多くの事業所の財政事情はかつかつ。事態は切羽詰まっている。遅配を避けるにはどこから融資を受けるしかない。災害のために借金を負うのか」と話します。

きょうされん熊本支部は5月初めに県と市に要望書を提出。「職員も自ら被災しながら障害のある方々の暮らしを支えている」とし

て給付額の保障などの措置を求めました。12日時点で前向きな回答はないといえます。

利用者の通所を日割りで計算する制度は2005年成立の障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)で導入されました。障害がある利用者は通所できない日も多く、「日割り給付では事業所がリスクを負う」との批判が現場から根強く出ています。